

○宍粟市市有施設広告掲載要領

令和2年6月30日告示第74号

改正

令和5年2月24日告示第8号

宍粟市市有施設広告掲載要領

（趣旨）

第1条 この要領は、宍粟市有料広告掲載要綱（令和2年宍粟市告示第19号。以下「要綱」という。）に基づき、市有施設に、民間企業等の広告を掲載する場合における必要事項について定めるものとする。

（広告の種類及び規格等）

第2条 市有施設に係る広告の媒体、規格等は別表のとおりとする。

2 別表の広告掲載料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（以下「消費税等」という。）の額に相当する金額を加えるものとし、消費税等の額の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（広告の募集）

第3条 広告の募集は、市ホームページ又は市広報紙等により公募するものとする。

（広告掲載の申込み）

第4条 広告主が広告掲載の申込みを行うときは、要綱に従い、次に掲げる内容を別に定める申込書に記載し、管財担当課長が指定する期日までに申込みものとする。

（1） 広告掲載者の所在地、名称、代表者職氏名及び連絡先

（2） 広告掲載を希望する場所及び期間

（3） 広告の内容及び仕様

（広告の掲載期間）

第5条 広告を掲載する期間は、会計年度内において、原則1か月単位とし、最長で当該会計年度終了日までとする。

（広告掲載可否の審査及び決定）

第6条 管財担当課長は、広告掲載の申込みがあったときは、広告内容について審査し、広告掲載の可否について決定する。

2 期間を定めて公募した場合であって応募者が多数のときは、掲載を希望する期間が長期の者を優先し、同一期間の掲載を希望する場合は、くじにより広告主を決定する。

3 期間を定めずに公募した場合は、先着順で広告主を決定する。

4 管財担当課長は、前項の結果を速やかに広告主に通知するものとする。

（広告内容等の変更）

第7条 広告主は、広告の内容等を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、管財担当課長に申込書を提出するものとする。

（広告掲載の取消し等）

第8条 管財担当課長は、要綱第7条に定めるもののほか、次の各号いずれかに該当する場合は、広告主への催告その他手続きを要することなく、広告掲載を取り消し、又は中止することができる。

（1） 指定する期日までに広告の提出がないとき。

（2） 広告内容等が、要綱別表第2の基準に違反し、又はそのおそれがあるときで、要綱第4条第5項の規定による修正等を依頼しても解消できないとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、広告掲載を継続することが適切でないと管財担当課長が判断したとき。

（広告掲載の取下げ）

第9条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、別に定める取下げ申出書により管財担当課長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は還付しない。

（維持管理）

第10条 広告の維持管理は、広告主の責任及び負担により行うものとする。

（事故責任）

第11条 広告に関する事故の補償については、次に定めるとおりとする。

（1） 当該事故が宍粟市に起因するときは、宍粟市が補償する。

（2） 当該事故が宍粟市に起因しないときは、広告主が補償する。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和5年2月24日告示第8号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の宍粟市広報しるし広告掲載取扱要領第2条の規定、第2条の規定による改正後の宍粟市公式ウェブサイト広告掲載取扱要領第2条の規定並びに第3条の規定による改正後の宍粟市市有施設広告掲載要領第2条及び別表の規定は、令和5年4月1日以降に掲載を開始する広告物について適用する。

別表(第2条関係)

広告の種類:ポスター

媒体	掲載場所	掲載枠の規格	単位		広告掲載料 (1枠当り・月額)
			枠数	期間	
エレベーター	宍粟市役所本庁舎東側 及び西側エレベーター 内	JIS規格B2縦 (728mm×515mm)	1枠	月	2,700円